

## 春日井市一般廃棄物処理に係る計画の改定等について（案）

### 1 目的

平成 31 年 3 月に策定した「春日井市ごみ処理基本計画」（計画期間：令和元年度～10 年度）が令和 5 年度に中間年度を迎えるとともに、平成 26 年 1 月に策定した「春日井市生活排水処理基本計画」（計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度）が令和 5 年度に目標年度を迎えることから、目標の達成状況や施策の実施状況、社会情勢の変化等を踏まえて計画を見直し、一般廃棄物処理に係るこれらの計画を統合した「春日井市一般廃棄物処理基本計画」として策定する。

また、令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、当市における食品ロス削減の取組を一層推進するため、ごみの減量と資源化の視点から実効性のある計画として、「春日井市一般廃棄物処理基本計画」に内包する形で「春日井市食品ロス削減推進計画」を策定する。

### 2 策定期間・計画期間

- (1) 策定期間 令和 6 年 3 月
- (2) 計画期間 令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間

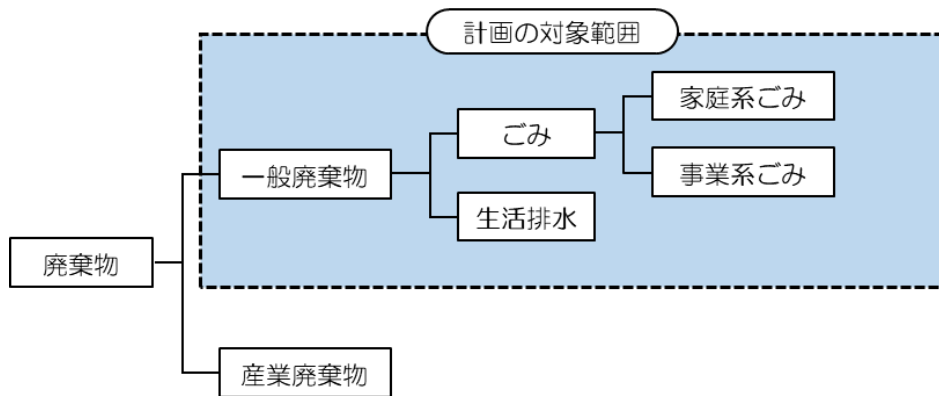
### 3 策定理由

- (1) ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）において、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされている。
- (2) 新計画では、人口推計の変更や社会情勢の変化を反映するほか、直近データに基づくごみ処理量等の将来推計を行い、計画の枠組みや数値目標について点検・評価を行う必要がある。
- (3) 計画の実効性を高めるため、目標達成に向けた具体的な施策を見直す必要がある。

### 4 策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 現行計画の進捗状況を点検・評価するとともに、当市における今後のごみ・し尿等の処理量を推計・分析し、目標値や施策等の見直しに反映する。
- (2) 一般廃棄物処理に係る計画の策定及び進行管理を効果的かつ効率的に行うため、「春日井市ごみ処理基本計画」及び「春日井市生活排水処理基本計画」を統合し、「春日井市一般廃棄物処理基本計画」として策定する。【下図】
- (3) 「第六次春日井市総合計画」（令和 5 年 3 月改定）を始めとする各種計画等との整合性を図る。
- (4) 近年国際的な関心が高まっているプラスチックごみや食品ロスの削減の施策を追加するとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を包含した計画とする。

【図：計画の対象範囲】



## 5 計画の構成イメージ

### 第1部 総論

#### 第1章 計画の基本的事項

本計画の目的や位置づけ、計画期間等について定める。

#### 第2章 春日井市の概況

当市の位置や沿革、人口動態について示す。

### 第2部 ごみ処理（食品ロス削減推進計画を含む）

#### 第1章 ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の現状の把握や現行計画の目標・施策の評価を行う。

#### 第2章 ごみ処理の将来像

現状と課題を踏まえ、計画の目標値等を見直す。

#### 第3章 実現に向けた施策

基本方針等に基づき施策を見直す。

### 第3部 生活排水処理

#### 第1章 生活排水処理の現状と課題

生活排水処理の現状の把握や課題の抽出を行う。

#### 第2章 生活排水処理の将来像

現状と課題を踏まえ、基本方針や計画目標について定める。

#### 第3章 実現に向けた施策

生活排水やし尿・汚泥の処理に関する施策を示す。

### 第4部 計画の推進

施策の推進や目標達成のための進行管理方法を示す。

## 6 策定スケジュール

時期	内容
令和5年6月	審議会委員委嘱、会長・副会長の選出、諮問 第1回廃棄物減量等推進審議会 ・現行計画の進捗等の点検、策定方針
8月	第2回廃棄物減量等推進審議会 ・新計画の素案 ・ごみ処理量等の推計
10月	第3回廃棄物減量等推進審議会 ・新計画の中間案
11月中旬～12月中旬	パブリックコメント実施
令和6年1月上旬	第4回廃棄物減量等推進審議会 ・パブリックコメント結果報告 ・新計画の最終案 ・答申案
1月下旬	答申
3月	計画の策定